

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	1	社会福祉総務費	200

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I：事業概要

施策事業名	国民健康保険特別会計繰出金
事業目的	国民健康保険財政の安定化、保険税負担の平準化 ●理由 国民健康保険制度の財源は被保険者の負担する保険税と国庫負担等で賄うことが原則とされているが、高齢者や低所得者等が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な課題があるため、保険者である市が財源の一部を一般会計から特別会計へ繰り出す。
事業内容	●事業内容 根拠法令等に基づき、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出す。 ○保険基盤安定繰出金（保険税軽減分） 低所得者に係る均等割・平等割軽減分(7割・5割・2割)を繰り出す。 ○保険基盤安定繰出金（保険者支援分） 低所得者の多い保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減するもので、軽減対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険税額の一定割合を繰り出す。 ○財政安定化支援事業繰出金 国保に低所得者や高齢者が多いことによる影響(税・医療費)を勘案して算定した額を繰り出す。 ○職員給与費等繰出金 職員給与費や国保事務に要する経費の内、国庫補助対象を除いた額を繰り出す。 ○出産育児一時金繰出金 給付した出産育児一時金の2/3を繰り出す。 ○その他繰出金 市の基準により定めている項目について繰り出す。 ・福祉医療波及分：子ども医療等実施により国庫負担金等の減額部分を繰り出す。 ・特定健診・保健指導経費のうち、保険者の責に帰すことのできない健診部分を繰り出す。
事業の成果・効果	国民健康保険財政の安定化を図ることができた。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

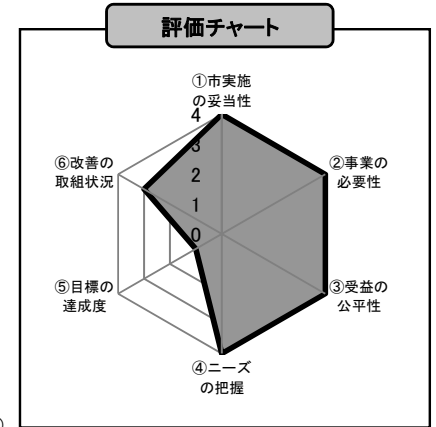
(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	他市比較
国民健康保険特別会計繰出金	422,090	219,732	202,358	48%	1	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	422,090	219,732	202,358	48%	1	4	4

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	H29決算	H30決算	R1予算	
		429,195	422,090	429,900
財源内訳	国庫支出金	211,875	219,732	200,332
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	217,320	202,358	229,568
一般財源の割合	51%	48%	53%	



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国民健康保険法第72条の3に基づき、一般会計から繰入を実施している。
②事業の必要性	4	国民皆保険を維持していくために必要である。
③受益の公平性	4	被用者保険に加入できない約16,000人の市民が利用する保険である。
④ニーズの把握	4	被保険者(受益者)だけでなく、保険医、保険薬剤師、公益代表等からなる国民健康保険運営協議会でニーズを把握している。
⑤目標の達成度	1	具体的な目標を掲げる性質の事業ではない
⑥改善の取組状況	3	医療保険制度を維持するために適切な事務処理を進めている。

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC-A)

平成30年度に見直しを実施した事項	福祉医療波及分において未就学児減額の廃止に対応。保健事業の拡大分に対応。
令和元年度に見直しを実施している事項	繰入金について、実績額による精算方式を導入。保険税負担軽減のための法定外繰入の実施検討。
今後見直しを検討する事項	国が「解消すべき」としている、法定外繰入中の「保険税負担軽減のための法定外繰入」の政策的実施の是非について検討。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
法定外繰入のうち、福祉医療波及分及び保健事業以外の「保険税負担軽減のための法定外繰入」の是非について政策判断が必要となっている。	国の方針では、「保険税負担軽減のための法定外繰入」は、「赤字補てんのための繰入」に分類され、解消すべきものと位置づけられている。議会、運営協議会等の一部に繰入容認の意見もあり、法定外繰入について市として方針を決定していく。

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	1	社会福祉総務費	200

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I：事業概要

施策事業名	松陽会破産債権査定決定異議の訴え
事業目的	破産者医療法人松陽会に係る「破産債権査定申立てについての決定」に対して異議を申し立て、犬山市が主張する債権を確保する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 破産者医療法人松陽会に係る「破産債権査定異議の訴え」については、平成29年7月28日に市側の全面勝訴の判決が言い渡されたが、被告側が控訴したため、引き続き控訴審の裁判事務を実施。平成30年5月10日に判決があり、市側の全面勝訴が確定した。 ●事業内容 控訴審の口頭弁論に出席するとともに、裁判所の要請があった場合に、市代理人弁護士とともに対応した。 決算額の主なものは、勝訴確定に伴う弁護士への成功報酬である。
事業の成果・効果	医療法人松陽会の破産事件について、犬山市が主張する債権を確保するため、平成28年8月19日、名古屋地方裁判所に「破産債権査定異議の訴え」を提起（第1審）した。名古屋地方裁判所（第1審）、名古屋高等裁判所（第2審）ともに勝訴し、控訴人が上告しなかったため、第2審の判決が確定した。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

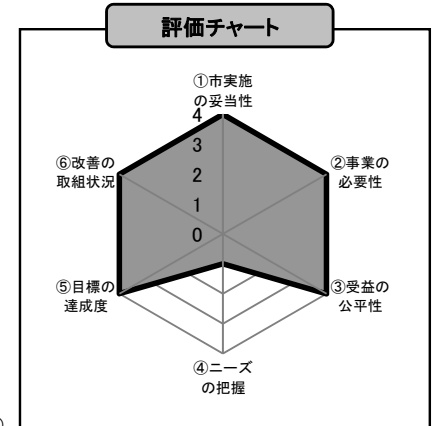
(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	他市比較
松陽会破産債権査定決定異議の訴え	4,119	0	4,119	100%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	4,119	0	4,119	100%	4	4	4

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	H29決算	H30決算	R1予算
	国県支出金	337	4,119
地方債	0	0	-
その他	0	0	-
一般財源	337	4,119	-
一般財源の割合	100%	100%	-



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を経て、名古屋地方裁判所に「破産債権査定異議の訴え」を提起した。
②事業の必要性	4	医療機関等へ支払う診療報酬の適正支給を継続するため必要である。
③受益の公平性	4	市民の範囲は、国民健康保険被保険者、旧老人保健受給者及び福祉医療受給者であるが、国民皆保険制度の主旨を考慮するのであれば、全市民が対象である。
④ニーズの把握	1	市民ニーズの把握等を行う必要がない事業である。
⑤目標の達成度	4	名古屋地方裁判所（第1審）、名古屋高等裁判所（第2審）ともに勝訴し、控訴人が上告しなかったため、第2審の判決が確定した。
⑥改善の取組状況	4	名古屋地方裁判所（第1審）、名古屋高等裁判所（第2審）ともに勝訴し、控訴人が上告しなかったため、第2審の判決が確定した。

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC→A)

平成30年度に見直しを実施した事項	名古屋地方裁判所（第1審）、名古屋高等裁判所（第2審）ともに勝訴し、控訴人が上告しなかったため、第2審の判決が確定した。
令和元年度に見直しを実施している事項	-
今後見直しを検討する事項	-

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
-	-

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	7	国民年金費	214

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I：事業概要

施策事業名	国民年金
事業目的	国民年金法に基づく法定受託事務の遂行
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構事務センター及び年金事務所と連携し、国民年金法や事務処理基準に定められた法定受託事務を行う。 ●事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金法や事務処理基準に定められた法定受託事務（被保険者の国民年金1号資格取得、国民年金保険料免除申請の受付及び所得情報提供等）を行う。 ・住民からの国民年金に関する相談の受け付け等、年金事務所等と連携し適切な事務を行う。 ・年金事務所、事務センター等からの照会の回答を行う。
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・法定受託に伴う業務については、業務全般が滞りなく作業を進めることができた。 ・国民年金取得時に一般免除や学生特例の申請の説明を行い、未納者を増やさないよう対応した。 ・法定受託以外の業務については、年金事務所と連携し、一括納付や口座振替の推進を行い、納付率低下を防いだ。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

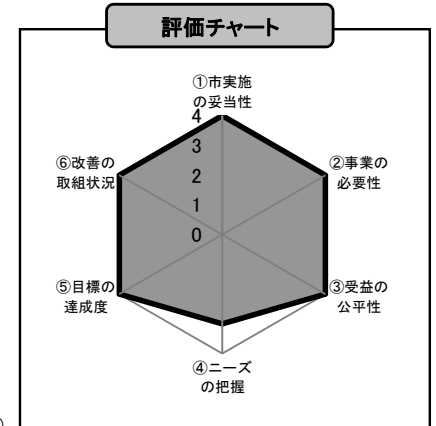
(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	他市比較
国民年金事務	1,442	1,442	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,442	1,442	0	0%	4	4	4

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	H29決算	H30決算	H31予算	
		2,542	1,442	1,577
財源内訳	国庫支出金	2,542	1,442	1,577
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	0	0	0
一般財源の割合	0%	0%	0%	



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国民年金法第6条及び国民年金市町村事務処理基準に基づくものである。
②事業の必要性	4	国からの法定受託業務であり、市民の方の将来の収入に直結するものである。
③受益の公平性	4	国からの法定受託業務であり、市民の方の将来の収入に直結するものである。
④ニーズの把握	3	<ul style="list-style-type: none"> ・国からの法定受託業務であり、ニーズに対し反映が困難なケースもある。 ・国民年金等の相談について、日本年金機構の資料等で制度の説明を行った。
⑤目標の達成度	4	概ね問題なく業務を遂行できた。
⑥改善の取組状況	4	法定受託業務のため、コスト管理の改善は困難であるが、制度についての情報発信を市ホームページや広報で定期的に行っている。

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC-A)

平成30年度に見直しを実施した事項	一宮年金事務所への報告の電子媒体化。
令和元年度に見直しを実施している事項	消費税増税に伴い、平成31年10月から開始される年金生活者支援給付金制度への対応。
今後見直しを検討する事項	年金業務におけるマイナンバーの本格運用開始に伴う、書類の管理、制度の周知、相談対応の強化。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
・マイナンバー制度への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーへの対応については、一宮年金事務所及び管内の市町と連携を取りながら対応していく。 ・相談内容について、より適切な対応ができるようスキルアップを図る。

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	8	福祉医療助成費	216

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I：事業概要

施策事業名	福祉医療助成
事業目的	医療費の自己負担分を助成することにより、経済的な負担を軽減し、不安なく医療を受けてもらうことを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 医療費の自己負担分を根拠条例、規則に基づき助成を行う。 ●事業内容 各福祉医療受給者証交付申請書を受付審査し、受給者証を交付する。 医療に要する額から保険等で給付される額を控除し、残りの本人負担額的全額又は一部を医療費として支給する。 ○例 子ども医療 (未就学児から中学校3年生まで) 入院に関する医療費から保険等で給付される額を控除し、残りの本人負担額的全額を子ども医療費として支給する。 (高校1年生から3年生) 入院に関する医療費から保険等で給付される額を控除し、残りの本人負担額の2/3を子ども医療費として支給する。
事業の成果・効果	医療費の自己負担分を助成することにより、経済的な負担を軽減することができた。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

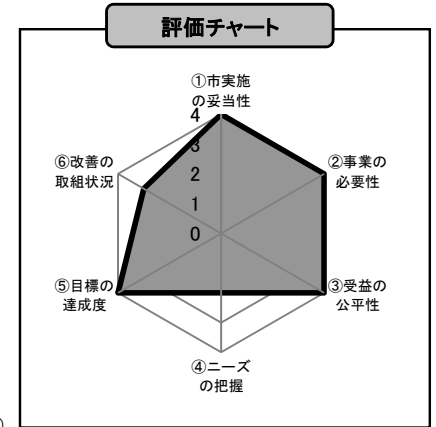
(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	他市比較
福祉医療助成事務	9,605	2,305	7,300	76%	2	2	2
障害者医療助成	137,533	64,217	73,316	53%	4	4	4
子ども医療助成	340,917	238,137	102,780	30%	4	4	4
母子父子家庭医療助成	45,099	21,851	23,248	52%	4	4	4
精神障害者医療助成	65,954	30,109	35,845	54%	4	4	4
後期高齢者福祉医療助成	158,241	64,231	94,010	59%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	757,349	420,850	336,499	44%	3	3	3

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	H29決算	H30決算	R1予算	
		757,061	757,349	869,437
財源内訳	国庫支出金	236,483	239,020	283,700
	地方債	0	0	0
	その他	45,690	181,830	239,426
	一般財源	474,888	336,499	346,311
一般財源の割合	63%	44%	40%	



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	犬山市障害者医療費支給条例第4条、犬山市子ども医療費支給条例第4条、犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例第4条、犬山市精神障害者医療費支給条例第5条、犬山市後期高齢者福祉医療費支給規則第8条により市で実施
②事業の必要性	4	医療費を助成することにより、経済的な心配をすることなく医療にかかることができる体制を整え、市民の福祉及び健康増進を図るために継続が必須な優先度の高い事業である。
③受益の公平性	4	18歳以下の子どもの保護者、障害者、母子父子家庭者等約16,000人という多数の市民が対象となる事業である。
④ニーズの把握	2	県の補助制度に基づく事業であり、市民のニーズも高い。
⑤目標の達成度	4	福祉医療費事務を円滑に実施できた。
⑥改善の取組状況	3	犬山市母子保健・福祉等の子育てガイド「さくらんぼ」及び障害福祉ガイドブックに掲載し、子育て世代及び障害のある市民へ周知を行った。

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC-A)

平成30年度に見直しを実施した事項	福祉医療の種類ごとに申請書を色分けし、視覚的にわかりやすくした。また、申請書に保険証の写しを添付することにより、申請者が保険情報を記入する手間を省略することができた。
令和元年度に見直しを実施している事項	改元による子ども医療費受給者証の差し替えを行う。
今後見直しを検討する事項	県の福祉医療制度見直しの動向とともに、市の対応を検討していく。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
県の福祉医療制度見直しの動向を注視する必要がある。	子どもの健全な育成を図るため、比較的医療費負担が多い高校3年生までの医療費助成を継続して行い、世帯の経済的負担の解消を図る。

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	10	後期高齢者医療費	218

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I：事業概要

施策事業名	後期高齢者医療給付
事業目的	高齢者の医療の確保に関する法律第98条に基づき、後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を療養給付費負担金として県内市町村が負担し、療養給付の安定を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 根拠法令に基づき、愛知県後期高齢者医療広域連合へ負担金を支出する。 ●事業内容 後期高齢者医療制度に加入する犬山市の被保険者分の医療給付費の1/12(市負担分)を、広域連合が提示する支払い計画に基づき支出する。
事業の成果・効果	高齢者の医療の確保に関する法律第98条に基づき、後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を療養給付費負担金として県下市町村が負担することで、安定した療養給付を維持した。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

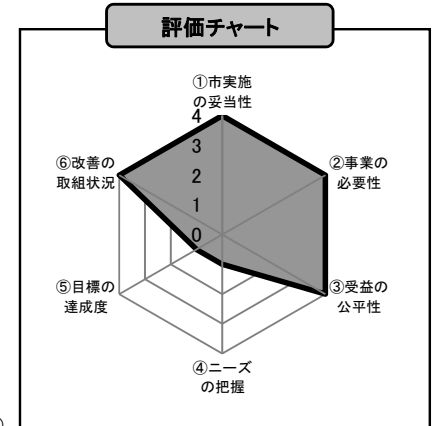
(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	他市比較
後期高齢者医療療養給付費負担金	752,385	0	752,385	100%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	752,385	0	752,385	100%	4	4	4

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	H29決算	H30決算	R1予算	
		711,671	752,385	801,093
財源内訳	国庫支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	711,671	752,385	801,093
一般財源の割合	100%	100%	100%	



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律第98条により、市が一部を負担。
②事業の必要性	4	後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を負担し、療養給付の安定を図る。
③受益の公平性	4	約11,000人の市民が利用する、保険制度を維持する上で必要なものである。
④ニーズの把握	1	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、市としてニーズは把握していない。
⑤目標の達成度	1	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、市として目標は立てていない。
⑥改善の取組状況	4	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、改善の取り組みを要するものではない。

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC-A)

平成30年度に見直しを実施した事項	高齢者の医療の確保に関する法律等に定められた費用を支出するものであり、見直しの必要がないものである。
令和元年度に見直しを実施している事項	-
今後見直しを検討する事項	-

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
-	-

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	10	後期高齢者医療費	218

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I：事業概要

施策事業名	後期高齢者医療特別会計繰出金
事業目的	後期高齢者医療における事務経費等市負担分、低所得者の保険料の軽減分を、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り出し、後期高齢者医療会計の安定を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 根拠法令に基づき後期高齢者医療特別会計へ繰り出しする。 ●事業内容 後期高齢者医療制度に係る市の事務費、広域連合に納入する共通経費、低所得者の保険料の軽減分を一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰出金として支出する。 市は、後期高齢者医療制度に加入する被保険者の各種申請、届出業務の受付、制度に関する広報、相談業務、保険証の引渡し、広域連合で賦課した保険料の徴収、健康診査事業を実施。
事業の成果・効果	一般会計から後期高齢者特別会計に繰出金を支出することで、後期高齢者医療の円滑運営が図られた。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

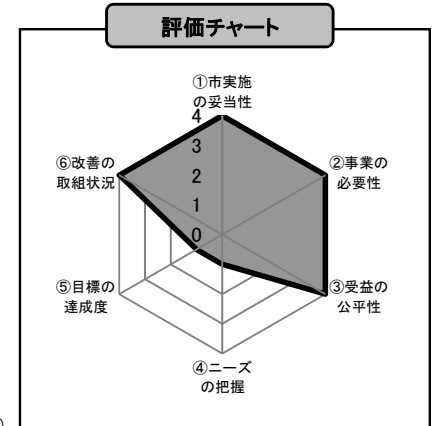
(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	他市比較
後期高齢者医療特別会計繰出金	203,837	115,582	88,255	43%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	203,837	115,582	88,255	43%	4	4	4

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	H29決算	H30決算	R1予算	
		194,572	203,837	210,268
財源内訳	国庫支出金	113,255	115,582	120,848
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	81,317	88,255	89,420
一般財源の割合	42%	43%	43%	



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律第99条により、一般会計から特別会計に繰り出しする。
②事業の必要性	4	所得の少ない者に対する減額賦課を行うことで、負担の軽減を行う。
③受益の公平性	4	約11,000人の市民が利用する保険制度を維持する上で必要なものである。
④ニーズの把握	1	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、市としてニーズは把握していない。
⑤目標の達成度	1	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、市として目標は立てていない。
⑥改善の取組状況	4	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、改善の取組を要するものではない。

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC→A)

平成30年度に見直しを実施した事項	高齢者の医療の確保に関する法律等に定められた費用を繰り出しするものであり、見直しの必要がないものである。
令和元年度に見直しを実施している事項	-
今後見直しを検討する事項	-

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
-	-

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	11	老人保健医療費	218

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I：事業概要

施策事業名	老人保健医療
事業目的	旧老人保健制度に係る医療費等について、国、県等へ精算を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 旧老人保健制度に係る医療費等について、国、県等へ精算を行うため愛知県後期高齢者医療広域連合へ負担金として支出する。 ●事業内容 平成28年度から旧老人保健医療費等に係る返還事務が愛知県後期高齢者医療広域連合に移管されたことに伴い、市へ返還のあった医療費等について、愛知県後期高齢者医療広域連合へ負担金として支出する。
事業の成果・効果	旧老人保健制度に係る医療費等について、国、県等へ精算を行うため愛知県後期高齢者医療広域連合へ負担金として支出することができた。

II：個別事業内訳

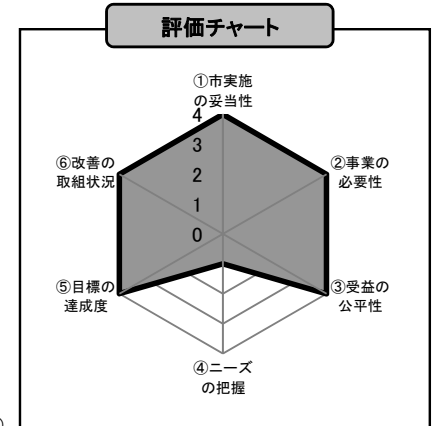
(単位：千円)

(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	他市比較
老人保健医療	24,520	24,520	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	24,520	24,520	0	0%	4	4	4

III：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費	H29決算	H30決算	H31予算	
	国県支出金	240	24,520	110
財源内訳	地方債	0	0	0
	その他	240	24,520	110
	一般財源	0	0	0
	一般財源の割合	0%	0%	0%



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第38条により愛知県後期高齢者医療広域連合で実施。市は、第三者納付金を愛知県後期高齢者医療広域連合へ引き渡す。
②事業の必要性	4	旧老人保健制度に係る医療費等について、国、県等へ精算を行うため継続が必須な優先度の高い事業である。
③受益の公平性	4	旧老人保健制度の年間平均受給者数は約8,000人のため、多数の市民が対象となっていた事業である。
④ニーズの把握	1	旧老人保健制度に係る医療費等について、国、県等への精算のため、市民ニーズの把握は必要ではない。
⑤目標の達成度	4	旧老人保健制度に係る医療費等について、国、県等へ精算を行うため愛知県後期高齢者医療広域連合へ負担金として支出することができた。
⑥改善の取組状況	4	後期高齢者医療広域連合と連携を行うようにした。

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC-A)

平成30年度に見直しを実施した事項	老人医療費のうち、平成28年度以降に請求されるものについては、後期高齢者医療広域連合が負担する療養の給付に要する費用とみなすこととされているため、後期高齢者医療広域連合との連携を行った。
令和元年度に見直しを実施している事項	老人医療費のうち、平成28年度以降に請求されるものについては、後期高齢者医療広域連合が負担する療養の給付に要する費用とみなすこととされているため、引き続き後期高齢者医療広域連合との連携を行う。
今後見直しを検討する事項	後期高齢者医療広域連合が負担する療養の給付に要する費用とみなすため、広域連合との連携を行う。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行したのが平成20年度であり、年数が経っているため、事務の詳細を引き継ぐのが難しくなっている。	後期高齢者医療広域連合との連携を行うことにより、今後も引き続き適正な精算を行うようにする。

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
4	1	3	母子健康づくり推進費	244

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I：事業概要

施策事業名	未熟児養育医療
事業目的	入院治療が必要な未熟児の医療費を助成する制度。未熟児は疾病にかかりやすく、死亡率も高いばかりではなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずる必要があるため、入院して必要な医療を給付し、適正な養育を行うことを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 根拠法令に基づき医療費の助成を行う。 ●事業内容 母子保健法第20条に規定する養育医療の給付。
事業の成果・効果	入院治療が必要な未熟児に対し、医療費を助成することにより保護者の経済的な負担を軽減することができた。

II：個別事業内訳

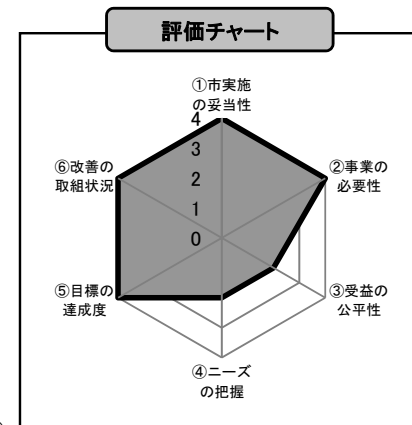
(単位：千円)

(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	他市比較
未熟児養育医療	6,455	5,707	748	12%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	6,455	5,707	748	12%	4	4	4

III：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費	H29決算	H30決算	R1予算
	国県支出金	4,888	6,455
財源内訳			
地方債	2,157	4,381	8,895
その他	0	0	0
一般財源	840	1,326	2,461
一般財源の割合	1,891	748	2,988
	39%	12%	21%



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	母子保健法第20条により市で実施。
②事業の必要性	4	未熟児は疾病にかかりやすく、死亡率も高いばかりでなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずる必要があるため、入院して必要な医療を給付し、適正な養育を行う必要があるために継続が必須な優先度の高い事業である。
③受益の公平性	2	毎年変動するが、年数人から十数人の未熟児である市民が対象である。
④ニーズの把握	2	法に基づく事業であり、市民のニーズも高い。
⑤目標の達成度	4	入院治療が必要な未熟児に対し、医療費を助成することができた。
⑥改善の取組状況	4	市ホームページや子育てガイド「さくらんぼ」等に掲載し、子育て世代の市民へ周知を行っている。

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC-A)

平成30年度に見直しを実施した事項	実績を鑑み、昨年度予算と比べ医療費助成の扶助費当初予算を計上した。
令和元年度に見直しを実施している事項	平成25年度から県からの権限移譲により市が実施主体となっており、医療費助成の扶助費実績が積み上がってきているため、適正な扶助費予算を計上する。
今後見直しを検討する事項	平成25年度からの医療費助成の扶助費実績を精査し、適正な扶助費予算を計上する。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
医療費助成の2分の1が国、県が4分の1を補助する補助制度があるが、縮小を含めた補助制度の動向を注視する必要がある。	入院が必要な未熟児に対して、今後も医療費助成を継続して行っていく。

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

特別会計名	決算書(P)
国民健康保険特別会計	393

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I：事業概要

施策事業名	国民健康保険特別会計
事業目的	保険者として、被保険者の資格管理や保険給付、保健事業、保険税の賦課等の国民健康保険事業を円滑に運営する。
事業内容	<p>●全体計画 被保険者の資格管理や保険給付、保険税の賦課事務を行うとともに、データヘルス計画に基づき保健事業を実施する。 国の制度改革に伴い、県に対し「事業費納付金」を支出するとともに、県から交付される「保険給付費等交付金」を原資に、保険給付を行う。 また、改革に伴う保険税の急激な負担上昇を抑制するため、市独自の激変緩和を行う。</p> <p>●主な事業内容 ○被保険者の資格管理 ○保険給付 ○保険税の賦課 ○保健事業の実施 ○保険税の急激な負担上昇を抑制するため、基金を活用した激変緩和措置の実施 ○翌年度の保険税率の協議と決定</p> <p>●主な関係法令等 ○国民健康保険法 ○地方税法 ○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 ○犬山市国民健康保険条例・施行規則 ○犬山市国民健康保険税条例・施行規則</p>
事業の成果・効果	<p>保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を遅滞なく行うことができた。 国の制度改革に伴う県域化新体制の初年度として、税率改定、新たな予算体系での適切な予算執行を行うことができた。 被保険者の健康保持及びその増進を目的に、特定健康診査、保健指導、糖尿病の重症化予防等の保健事業を推進するための第2期犬山市国民健康保険データヘルス計画を策定できた。</p>

II：個別事業内訳

(単位：千円)

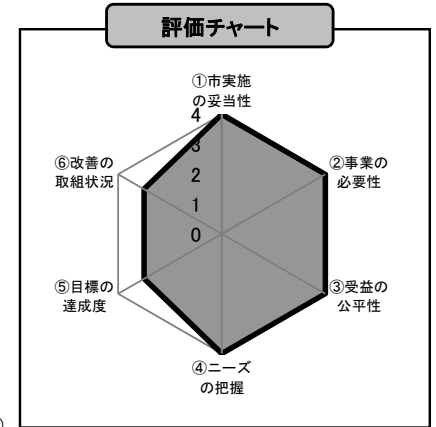
(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	他市比較
国民健康保険事業	7,211,536	4,736,124	2,475,412	34%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	7,211,536	4,736,124	2,475,412	34%	3	3	3

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	H29決算	H30決算	R1予算	
		8,289,345	7,211,536	7,110,910
財源内訳	国庫支出金	1,663,230	4,733,987	4,955,220
	地方債	0	0	0
	その他	4,229,207	2,137	0
	一般財源	2,396,908	2,475,412	2,155,690
一般財源の割合	29%	34%	30%	



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国民健康保険法第3条により、市は保険者として国民健康保険を実施する。
②事業の必要性	4	国民皆保険を維持していくために必要である。
③受益の公平性	4	被用者保険に加入できない約16,000人の市民が利用する保険である。
④ニーズの把握	4	被保険者(受益者)だけでなく、保険医、保険薬剤師、公益代表等からなる国民健康保険運営協議会でニーズを把握している。
⑤目標の達成度	3	具体的な目標掲げる性質の事業ではないが、特定健診等の保健事業、収納率など概ね計画通りであった。
⑥改善の取組状況	3	国保加入者一人当たりの税負担の点では、県下2番目に低い状況であるが、健全な国保運営という点では、市民全体における税負担の公平性確保から税率改定の理解を進めていく。

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC-A)

平成30年度に見直しを実施した事項	賦課限度額について、法定の限度額に追いつくための改正を行った。被保険者の健康保持及び増進、医療費抑制を目的に保健事業を推進するための第2期犬山市国民健康保険データヘルス計画を策定した。
令和元年度に見直しを実施している事項	平成30年度国民健康保険事業会計について、財政状況の現状分析・検証結果をもとに、新年度の税率等を改定。
今後見直しを検討する事項	国民健康保険事業会計について、財政状況を分析・検証し、適正に税率改定を行う。法定外繰入等の方向性を含めた国民健康保険事業の運営方針。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
医療費抑制につながる保健事業の導入検討。国民健康保険事業運営に係る税率等検討。	第2期犬山市国民健康保険データヘルス計画の保健事業の推進。急激な増加を緩和するために国民健康保険事業基金を継続的に充てながら、国保税を計画的に県基準に合わせていく。国・県への事業費支援の要望もあわせて行っていく。

平成30年度決算説明書 / 事業評価シート

特別会計名	決算書(P)
後期高齢者医療特別会計	507

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I：事業概要

施策事業名	後期高齢者医療特別会計
事業目的	被保険者の疾病、負傷、死亡等に関して必要な保険給付を行うとともに、被保険者の健康保持及びその増進を図るため、健康診査等の保健事業を実施する。保険者は愛知県後期高齢者医療広域連合で、市は保険料の徴収事務や申請・届出の受け付け等の窓口業務を行う。なお、対象者は、市内に住む75歳以上の人と、前期高齢者（65歳～74歳）で一定の障害があり、加入希望の人である。
事業内容	<p>●全体計画 被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料と国庫負担金等の収入によって、被保険者が疾病、負傷、死亡等の際に、適切に保険給付を実施する。保険者は、愛知県後期高齢者医療広域連合であり、市町村では保険料の徴収や申請届出の受付事務等、窓口業務を行う。</p> <p>●事業内容 ○被保険者資格管理に関する申請等の受付 ○保険給付に関する申請等の受付 ○保険料の徴収 ○保健事業の実施</p> <p>【主な関係法令等】 ○高齢者の医療の確保に関する法律 ○愛知県後期高齢者医療広域連合規約 ○犬山市後期高齢者医療に関する条例・施行規則</p>
事業の成果・効果	後期高齢者の医療保険制度を維持し、市民生活の安定に寄与した。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

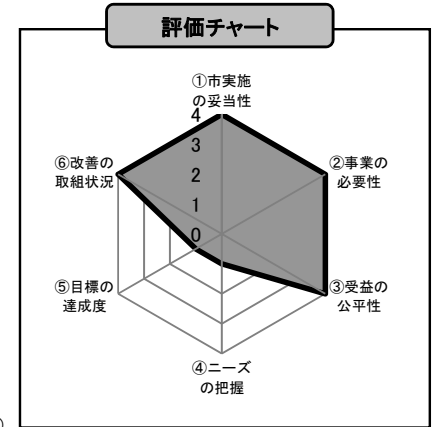
(総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	他市比較
後期高齢者医療特別会計	1,134,480	930,644	203,836	18%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,134,480	930,644	203,836	18%	4	4	4

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	H29決算	H30決算	H31予算
	国庫支出金	0	0
地方債	0	0	0
その他	926,086	930,644	992,063
一般財源	194,571	203,836	210,268
一般財源の割合	17%	18%	17%



IV：事業の評価 (4段階評価、PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律第48条により、後期高齢者医療広域連合への加入が義務付けられており、その業務の一環である。
②事業の必要性	4	市民が加入する保険制度維持のために必要である。
③受益の公平性	4	約11,000人の市民が利用する保険制度である。
④ニーズの把握	1	提供するサービスは、後期高齢者医療広域連合が定めたものであり、市として受益者のニーズを把握していない。
⑤目標の達成度	1	具体的な目標を掲げる性質の事業ではない。
⑥改善の取組状況	4	保険制度を維持するために、適切な事務処理を進めている。

V：業務の総点検 (PDCAサイクルのC-A)

平成30年度に見直しを実施した事項	高齢者の医療の確保に関する法律等に定められた業務を実施するものであるため、見直しの必要がないものである。
令和元年度に見直しを実施している事項	-
今後見直しを検討する事項	-

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (平成30年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
-	-